

# 建築鉄骨（製品・超音波）検査技術者 新規登録案内（申請ルートB用）

申請ルートBで学科試験を申請・受験し、実技試験を合格した方は、実技試験合格日から2年以内の所定期間に登録申請を行うことにより資格者として登録することが出来ます。

登録が行われると4月1日又は10月1日から4年後の年度の3月31日まで有効の登録証が発行されます。

## 1. 登録要件

### 1) 建築鉄骨製品検査技術者

登録申請時に下記に示す学歴又は資格に該当する実務経験年数を有する者。

学歴又は資格	実務経験年数 <sup>※1※2</sup>	
	指定学科 <sup>※3</sup>	指定学科以外
大学院・大学・高専の専攻科	1年以上	2年以上
短大・高専	1年以上	2年以上
専修学校の専門課程（修業年限2年以上）	1年以上	
高校	2年以上	3年以上
①一級建築士又は二級建築士 ②技術士（建設部門） ③鉄骨製作管理技術者2級以上 ④建築鉄骨超音波検査技術者 ⑤溶接管理技術者認証基準（WES8103）2級以上	不要	
上記以外	5年以上	

※1 実務経験年数は、卒業又は修了後に、※2に示す実務に従事した期間の合計とする。

※2 実務とは以下のものをいう。

- ①鋼構造物を製作又は検査する企業、事業所等における建築鉄骨の設計・工程管理・品質管理・検査・施工管理
- ②建設会社、設計事務所等での鉄骨建築物の設計・検査・工事監理・施工管理
- ③官公庁における建築行政、営繕
- ④大学、研究所等における建築に関する研究・教育等

※3 指定学科とは、以下のものをいう。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| ①建設系            | (建設系学科の例)               |
| ②金属材料系          | 建築学科、建築デザイン科、建築システム工学科、 |
| ③機械系            | 環境工学科、住居学科、都市工学科、衛生工学科、 |
| ④電気系            | 土木工学科、構造工学科、社会建設工学科、    |
| ⑤その他当センターが認めるもの | 農業土木科                   |

### 2) 建築鉄骨超音波検査技術者

登録申請時にJIS Z 2305：2103「非破壊試験技術者の資格及び認証」に基づき日本非破壊検査協会が実施するUTレベル3、レベル2、レベル1のいずれかの試験の資格証明書を有し、かつ鉄骨溶接部の超音波検査についての1年以上の実務経験を有する者。

## 2. 新規登録料（製品、超音波検査技術者同額）

登録申請受付後、当センターより振込用紙を郵送させていただきます。（新規登録料：当センターホームページ参照）

## 3. 申請方法

実技試験合格後、2年以内に登録要件を満たしたことを確認のうえ、申請書類を郵送してください。

### ■新規登録申請書

- \* 写真1枚（縦3cm×横2.5cm）を全面のり付けで貼付してください。
- \* 写真の裏面に確認のため、必ず名前を記入してください。
- \* 誓約欄は、必ず申請者本人が署名捺印してください。

### ■実務経験証明書

- \* 保有資格の証明により申請される方は提出不要です。（製品検査）

### ■添付用紙

- \* 卒業証書、卒業証明書が旧姓の場合は、公的証明書を添付してください。（製品検査）
- \* 卒業証書、卒業証明書が外国語の場合は、和訳したものを添付してください。（製品検査）
- \* J JIS Z 2305 : 2103「非破壊試験技術者の資格及び認証」に基づき日本非破壊検査協会が実施する UT レベル 3、レベル 2、レベル 1 のいずれかの試験の二次試験合格通知で学科試験を申請した場合は、新規登録申請時有効な JSNDI UT 資格証（コピー）を添付してください。（超音波検査）

## 4. 登録申請期間、登録有効期間

**登録申請は、実技試験合格後2年以内の受付期間内に申請しなければ、無効になります。**

登録申請受付期間	登録年月日	有効期限
7月1日～翌年1月31日	翌年4月1日	4年後の年度の3月31日
2月1日～6月30日	同年10月1日	4年後の年度の3月31日

\*「新規登録申請書の提出について（申請ルートB用）」2 登録申請期間 をご参照下さい。

## 5. 申請先

申請先
<b>（社）鉄骨技術者教育センター 建築鉄骨検査技術者 係</b> 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2-1-7 HF日本橋兜町ビルディング TEL 03-6661-0106 FAX 03-3667-6960

（個人情報について）

ご記入された個人情報については、当センターが責任をもって管理いたします。

### <申請時の注意事項>

- ・申請する際は、必ず申請書類のコピーを取り控えとしてください。

## 6. 登録証の送付

登録日前月に送付いたします。

(登録日までに届かない場合には、当センターまでご連絡ください。)

## 7. その他

新規登録案内（申請ルートB用）、新規登録申請書及び記入例は、当センターホームページ（<https://www.seec.or.jp>）の資格紹介ページ（建築鉄骨検査技術者）に掲載しております。



一般社団法人

**鉄骨技術者教育センター**

Steel-fabrication Engineers Education Center (SEEC)